大阪市告示第1381号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第５条第１項の規定に基づき大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第３項の規定により次のとおり公告する。

令和８年10月16日

大阪市長　　横　山　英　幸

１　届出の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）此花梅香物販店舗建設工事

大阪市此花区梅香三丁目１番１

⑵　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

関電不動産開発株式会社　代表取締役　福本　恵美

大阪市北区中之島三丁目３番23号

⑶　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

オーケー株式会社　代表取締役　二宮　涼太郎

神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目３番６号

⑷　大規模小売店舗の新設をする日

令和９年５月30日

⑸　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,895㎡

⑹　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①　駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
敷地南側	61台
建物２階	

敷地南西側	１台（自動二輪車）
合計	62台

② 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
敷地南東側	75台
敷地南西側	４台 （うち原付４台）
合計	79台 （うち原付４台）

③ 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積
建物１階南西側	107㎡

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量
建物１階南西側 （一般廃棄物保管施設）	7.1㎥
建物１階南西側 （再生利用対象物保管施設）	5.0㎥
合計	12.1㎥

⑺ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
オーケー株式会社	午前８時30分	午後９時30分

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間
敷地南側	午前８時00分から午後10時00分
建物２階	

③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数及び位置
敷地南側	出入口１箇所（敷地南西側）
建物２階	

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位置	荷さばき可能時間帯
建物１階南西側	午前６時00分から午後９時00分

２ 届出年月日

令和８年９月29日

３ 届出及び添付書類の縦覧

⑴ 縦覧に供する場所

① 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目１番10号 ＡＴＣビルＯ’s棟南館４階

② 此花区役所地域サポート課

大阪市此花区春日出北一丁目８番４号 此花区役所３階

⑵ 期間

令和８年10月16日(金)から令和９年２月16日(火)まで（日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。）

⑶ 時間

午前９時30分から午後５時まで

４ 大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定による意見書の提出期限及び提出先

⑴ 提出期限

令和９年２月16日（火）

⑵　提出先

上記３⑴に同じ

（経済戦略局産業振興部産業振興課）